各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱

（平成２０年２月４日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、自治会自らの創意工夫による地域社会活動を推進するため、予算の範囲内において各務原市自治会地域社会活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業）

第２条　補助事業は、自治会が行う公益的な活動であって次に掲げるもののうち当該自治会の会計の支出が伴う事業とする。

（１）清掃、除草、樹木の剪定、地域猫活動その他の地域環境の美化に資する活動（以下「環境美化活動」という。）

（２）防犯、交通安全の確保その他の地域の生活安全に資する活動（以下「安全活動」という。）

（３）地域住民による自主的な防災活動（以下「自主防災活動」という。）

２　前項に規定する事業のうち、同項第１号の地域猫活動に係る事業は、次の各号のいずれかに該当する自治会に限り、補助事業とすることができる。

（１）公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付の対象となる団体として市長の登録を受けている自治会

（２）岐阜県に地域猫活動支援事業の活動計画書を届け出た自治会

（補助対象経費）

第２条の２　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自治会が環境美化活動若しくは安全活動を行うために必要と認める美化用具等又は自主防災活動を行うために必要と認める防災資機材であって市長が別に定めるものの購入に要する費用とし、１回の申請につき総額２万円以上のものとする。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する費用について、他の補助金等の交付を受ける場合は、当該費用は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１の額（１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、１自治会当たり一の年度につき６万円を限度とし、そのうち前条第１項の美化用具等の購入に係る補助金の額は、４万

円を超えることができないものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする自治会は、規則第４条第１項に規定する申請書に必要な書類を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第５条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を自治会に通知するものとする。

（手続の省略）

第６条　規則第１９条の規定により、規則第１１条の規定による補助事業の実施報告及び規則第１３条の規定による補助金の額の確定は､省略するものとする｡ただし、補助対象経費の額に変更がある場合は、この限りでない。

（補助金の請求）

第７条　第５条の規定により補助金の交付決定を受けた自治会は、補助事業完了後、速やかに規則第１４条第２項に規定する補助金交付請求書に必要な書類を添えて、提出するものとする。

（補助金の返還）

第８条　市長は、この要綱の規定に違反して補助金を受けた自治会があるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存）

第９条　補助金の交付を受けた自治会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を補助事業の完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項を市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１月１３日決裁）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成２１年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２２年１月５日決裁）

１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成２２年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２３年３月２８日決裁）

１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成２３年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２４年３月２３日決裁）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成２４年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２５年３月６日決裁）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成２５年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２６年３月２５日決裁）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成２６年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２７年３月１６日決裁）

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成２７年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２８年３月２日決裁）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２７日決裁）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日決裁）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成３０年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和２年３月３１日決裁）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年９月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和４年１月２１日決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２７日決裁）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治１会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、令和６年度以後の予算に係る各務原市自治会地域社会活動事業補助金について適用し、令和５年度以前の予算に係る各務原市自治会地域社会活動事業補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和６年９月１９日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請があったものについて適用し、同日前に補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。

附　則（令和８年３月５日決裁）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会地域社会活動事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請があったものについて適用し、同日前に補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。